

就労継続支援および就労移行支援における在宅でのサービス利用について

就労継続支援および就労移行支援における在宅でのサービス利用について、高知市のサービス利用の取り扱いについて、以下の通りお示しいたします。

在宅でのサービス利用の要件

- ・ 運営規程において、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記すること。
- ・ 高知市で支給決定を受けている就労系障害福祉サービス（就労移行、就労継続支援 A 型・B 型）の利用者で、在宅でのサービス利用を希望する者であること。
- ・ 在宅でのサービス利用における事業計画届出書（別紙 1）の事業所要件を満たすこと。
- ・ 在宅で実施した訓練内容及び支援内容並びに訓練状況及び支援状況を指定権者から求められた場合には提出できるようにしておくこと。

※上記の要件を満たし、在宅でのサービス利用における事業計画届出書（別紙 1）と在宅でのサービス利用におけるアセスメント（別紙 2）から、サービス利用による支援効果が認められるかどうか高知市が判断いたします。

※在宅と通所に支援を組み合わせることも可能。

在宅でのサービス利用提供までの流れ

- ① 在宅でのサービス利用における事業計画届出書（別紙 1）、在宅でのサービス利用におけるアセスメント（別紙 2）を市へ提出すること。提出後、サービス利用による支援効果の可否を判断いたします（判断前でのサービス提供は算定不可になります）。
- ② 在宅でのサービス利用に関する個別支援計画書の作成
- ③ 在宅でのサービス利用開始となります。

在宅でのサービス利用期間

受給者証に記載されているサービス支給期間に準じます。

※目標の設定や内容によっては数か月で区切らせていただく場合があります。

提出書類

- ① 在宅でのサービス利用における事業計画届出書（別紙 1）
- ② 在宅でのサービス利用におけるアセスメント（別紙 2）

※提出時期：毎月 10 日までに提出

翌月 1 日から利用開始

在宅でのサービスの更新について

サービスの更新時に、在宅でのサービス利用の見直しを行います。

サービスの有期末に評価票と合わせて、在宅でのサービス利用における事業計画届出書（別紙1）と直近の在宅でのサービス利用におけるアセスメント（別紙2）の提出をお願いします。